

福井県丹南広域組合職員の懲戒の  
手続及び効果に関する条例施行規則

平成12年3月10日規則第2号  
改正 平成17年10月1日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県丹南広域組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成12年条例第3号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手続及び効果)

第2条 条例の施行に関しては、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例施行規則(平成17年越前市規則第32号)の例による。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第3号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。